

管理番号	
------	--

制限外積載 設備外積載 荷台乗車		許可申請書	
令和 7 年 4 月 1 日			
鹿児島中央 警察署長 殿			
住所		鹿児島市鴨池新町〇番〇号	
申請者		氏名 警察 太郎	

申請者の免許の種類	大型、けん引	免許証番号又は免許情報記録の番号	0000 0000 0000	
車両の種類	普通	番号標に表示されている番号	鹿児島〇〇 あ 〇〇〇〇	
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	7.0 m	2.5 m	3 m	3,000 kg
運搬品名	電柱（10m）			
制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	1.6 m	m	0.2 m	kg
制限を超える積載の方法	前	後	左	右
	0.8 m	0.8 m	m	m
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
運転の期間	令和 7 年 4 月 20 日から 令和 7 年 5 月 10 日まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	鹿児島市鴨池新町	始良市、霧島市	曾於市大隅町	
	通行する道路	県道218号、国道225号、国道10号、県道63号		

第 号	
制限外許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 [印]	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（代表者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった事を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。